明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○道路法施行令の一部を改正する政令（二）　二
○国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（三）　四
〔告　示〕
○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件の一部を改正する件（総務一一）　七
○司法書士法第三条第二項第一号の規定による研修の指定に関する件（法務二七）　八
○核物質の防護に関する条約へのミャンマー連邦共和国の加入に関する件（外務一九）　八
○核物質の防護に関する条約の改正のミャンマー連邦共和国による批准に関する件（同二〇）　八
○第二次ザンジバル・マリンディ港魚市場改修計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二一）　八
○国際連合安全保障理事会の決定等に基づき凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶の国際海事機関船舶識別番号に関する件の一部を改正する件（同二二）　八
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産八一～八八）　九
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁三）　九
○道路に関する件（関東地方整備局一二、一三）　一〇
〔人事異動〕
内閣　内閣府　財務省　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
法　務
公証人任免（法務省）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇道路法施行令の一部を改正する政令（政令第二号）（国土交通省）

1　指定区間内の国道に係る占用料の額を改定することとした。（別表関係）

2　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（政令第三号）（厚生労働省）

1　市町村の国民健康保険の保険料を国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てることとすることに伴い、基礎賦課総額、後期高齢者支援金等賦課総額及び介護納付金賦課総額の算定に係る基準を改正することとした。（第二九条の七第二項～第四項関係）

2　基礎賦課総額、後期高齢者支援金等賦課総額及び介護納付金賦課総額に対する標準割合を廃止することとした。（第二九条の七第二項～第四項関係）

3　療養給付費等交付金が都道府県に交付されることとなること等に伴い、退職被保険者等所属市町村の保険料賦課基準の特例について、所要の規定の整備を行うこととした。（附則第四条関係）

4　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。